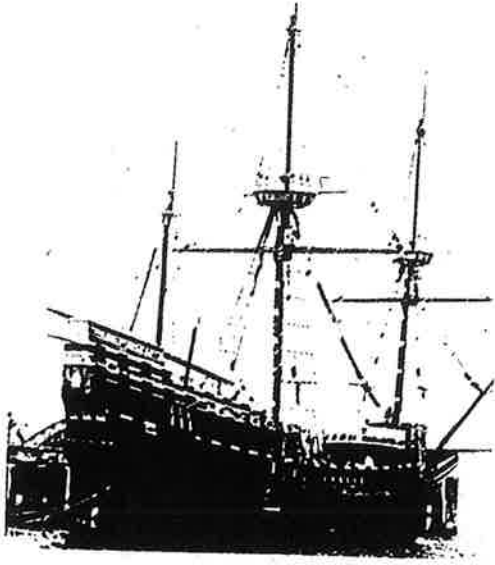


オランダ船リーフデ号は 佐伯湾岸に漂着した！

宮下良明

(会員・佐伯市古江)



私共が住む古江部落に昔よりの言い伝えの一つに、「官島沖に黒船が流れついた。」という話がある。

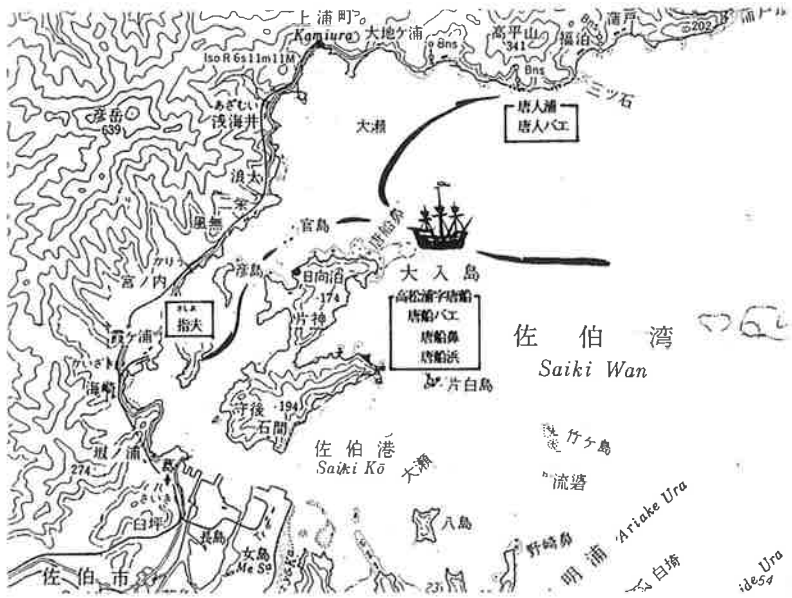
「そのとき黒船にたち向かって行った先祖の墓が、現在の日豊線のトンネルの上にあるんじゃ。その先祖たちの遺言(ゆいごん)が、海の方へ墓を向けてくれえと言うことじゃった。」……と、

現在ならば耳を傾けるのだが、何分にも一昔前の話で食うのが精一杯の時代、何を馬鹿ばかしいと笑って取り合わなかった。

この時の古老の話しが(黒船の話し)なんと、最近、佐伯市港区に在住の郷土史家村井強氏が発表された論文(佐伯史談第一四九号)に掲載の「オランダ船リーフデ号」に関連があるのではないかと驚いている。

リーフデ号佐伯湾漂着に関する詳細は、村井氏の論文を拝読すれば良く分かるが、このリーフデ号がまた大変な船で、日本にとってもオランダにとっても重大な歴史上の出来事であった。日本歴史年表一六〇〇年の一頁に掲載されている「リーフデ号」それである。

このリーフデ号は、大入島北端の唐船の海上に漂着したのであるが、オランダのロッテルダムを五隻の僚船と



一緒に出航し、マゼラン海峡を通過して日本に到達する間の出来事は、ここでは省略する。

三百屯近くもある当時の巨大なオランダ船が大入島北端(唐船)に漂着した時には、船内で立って歩ける者わずかに五・六人、まさに幽霊船ながらであった。これは、ウイリアムアダムス(後に徳川家康の外交顧問となり、ヤンヨーステンと共に三浦半島に領地をもらい受けた。日本名三浦按針)の同胞に当たった手紙に記されている。

その手紙によれば、「錨を降ろした翌日、乗組員のうち三人が死んだ。」とあり、その死体の始末は船乗のおきてに従い水葬礼で、この時も海に投ぜられたものであろう。さてその死体は、佐伯湾の流れを見れば当時も現在も変わらず、大島より鶴見半島に添って大入島唐船沖を通り、長田(福泊間)の樽之口に突き当たり、蒲戸半島の早瀬となるのである。

この樽之口に庄屋ヶ浦という所があり、古来より唐人渡と言ふ一見変わった地名をもつ岩礁がある。この岩礁こそリーフデ号で水葬のオランダ人(唐人)の死体が流れ着いた場所、唐人渡と言ふことに間違いないだろう。潮

の流れがそうなのである。

一昔前までは私達の部落でも、漁船が台風（シケ）等のために流出すれば、唐人落あたりを探せば大体分かる。流れ着く確率の高い所である。

福泊浦にお住まいの奥山久米男翁（九十才）の語る処によれば、唐人落より六・七十米道路（県道）の上に、何者か埋人不明の墓がある由、興味の湧く話しではある。しかも落の何でもない岩（唐人落）は古来より、よほど重大なる地点として注目されたと思われる。

江戸期の文化六年より幕府の命を受けて九州を測量した。偉大なる測量家「伊能忠敬」の蒲戸半島測量合測点でもある。（忠敬は有名な地点に杭を立てている）又、大入島北端唐船鼻も測量地点としており、唐人落と同様の意味を持つものである。

オランダ船リーフデ号は、当時としては莫大な物品が積まれていた。二・三の品を紹介すると、大砲十九門・小銃五百挺・火薬五百斤・樽・その他、大変な物ばかりである。後にアダムスは家康に謁見したのであるが、その模様は「リーフデ号豊後漂着に関する文献」を見れば良く分かり面白い。

「ヤンヨーステン」現在の東京駅付近に家康から領地をもらった。この人も外交顧問として家康に仕えている。リーフデ号の船尾（とも）には、航海の護り本尊としてエラスムスの木像が取り付けられていたが、これは現在の国の重文に指定され、栃木県佐野市の文化財ともなっている。同市発行の「佐野市の文化財」には、解説文にリーフデ号の漂着地は「大分県佐伯湾岸」と、はっきり記載されているのである。

アダムス（三浦按針）は「漂着時多くの小船がこぎ寄せ、わが船上に來りしが、我これをこばむにあたわず、ことごとく持ち去れり」と記し、後日この貨物の代償を徳川家康より高く支払ってもらった。と記している。

この漂着時の会話は手話で行なわれ、通訳したと言われる日本人は指夫（させぶ）在任の水夫だったのでなからうか。パードレ（ヤソ会）二人もまた指夫の港から舟を出してリーフデ号に向かったと思われる。リーフデ号から約一リーグ（約五キロ）奥とされる陸地「シャチヴィ」の発音は、指夫の発音に近似しており、指夫と唐船の関係にびったりと一致するのである。

一六〇〇年四月二十日、オランダ船リーフデ号が豊後

に漂着し、初めて錨を降ろしたその地が唐船であった。海崎与
 このような地名は何のいわれもなく、やたらにつけられ さくらめ
 るものではない。四百年前に突然姿を現わした巨大な唐
 船（オランダ船）に驚いた沿岸住民が、その驚きをその
 まま地名として残したものであろうことは、疑う余地が
 ないと思われる。たいこ

すなわち、これは書かれざるリーフデ号漂着の記録な
 のである。

最後に、村井氏は永き年月にわたってリーフデ号の研
 究をなされ、発表されたことは、並大抵の御苦労ではな
 かったらうと、紙上をもって改めて御礼申し上げる次第
 である。

屋敷	三畝十八ト	三斗六升	弥一郎
屋敷	五畝三ト	五斗一升一合	同
同	四畝六ト	四斗貳升	清左衛門
同	三畝廿四ト	三斗八升	同
同	三畝十五ト	三斗五升	同
同	三畝十五ト	三斗五升	同
同	三畝三ト	三斗七合	同
屋敷	三畝十五ト	三斗五升	同
同	二畝十五ト	二斗五升	同
同	二畝四ト	貳斗一升五合	同

八二二三 戸穴海崎組水夫屋敷高帳
 (新表紙ウハ書) 慶長十四年

(表紙ウハ) 戸穴海崎水夫屋敷高帳
 慶長十四年

かいさき
 たいこ

戸穴海崎与水夫屋敷ノ高帳
 十二月十二日
 ないのうら
 かいさき

由右衛門

内ノうら

さくらめ

弥一郎

同

清左衛門

同

二郎三郎

同

与左衛門

同

新太郎

同

久蔵主

同

久一郎

同

宗一郎

同

三郎

同

弥四郎

同

介

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五畝三ト	四畝十六ト	五畝十ト	五畝廿六ト	二畝十五ト	二畝十五ト	二畝十五ト	二畝十五ト	二畝十五ト	二畝十五ト	二畝十五ト	二畝十五ト
五斗一升	四斗五升三合	五斗三斗三合	五斗五升三合	二斗五升一合	二斗五升一合	二斗五升一合	二斗五升一合	二斗五升一合	二斗五升一合	二斗五升一合	二斗五升一合
同	小	中	内	内	同	同	同	同	同	同	同
三介	小	中	内	内	同	同	同	同	同	同	同
介	く	浦	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎

段数七反老畝十四ト

分米七石壹斗四升七合

慶長拾四年

十二月十二日

かいさき村

由右衛門

同 又三郎

同 小作

毛利主殿様

松元小右衛門様

柳瀬一郎右衛門様

〔新表紙ウハ書〕

〔表紙ウハ書〕

〔表紙ウハ書〕

戸穴宮野内水夫高帳
 戸穴ミヤノ内与水夫ノ屋敷高帳
 宮ノ内
 たるかと
 ふるへ
 ひるほうし
 あさむい
 津井

十二月十二日

宮ノ内
 甚右衛門くミ

(割印)

ミヤの内組

屋敷 四畝廿ト 四斗六升八合

屋敷 三畝九ト 三斗三升

屋敷 四畝三ト 四斗六升五合

同 四畝廿ト 四斗八升三合

つ井うち

九郎右衛門

一右衛門

久右衛門

七右衛門

伊能忠敬

九物測量日記

大分縣之部

供侍成田豊作、長の暇、忠敬翁江戸出發に際し、部下一同より、借金、収賄、女遊び等、決して不都合致す間敷と云ふ誓約書を徴す。蓋誓約違反の処分也。

後手八九ツ前、先手ハ八ツ前ニ歸宿蒲戸浦庄屋平兵衛福泊庄屋與曆局行用

狀、此所より佐伯城下に發す供侍成田豊作不束なる儀有之、此所より長暇遣す。翌三日ニ右暇遣す旨曆局に咎狀を發す。此夜晴天、測量。

三日 朝晴天、先後手七ツ半後、鳩浦出立、先手、我等、下河邊、青木、梁田、長藏

蒲戸浦字ノウが内より初、福泊浦字唐人波石迄測一里一十五町。一十二間五尺。

後手、坂部、永井、梁田、上田、平介二月廿七日より荒網代越の峠〇印より初、

津井浦海邊ニ至る一十一丁夫より逆測、夏井浦同字大地浦ッテ、古江浦、福泊

浦唐人浦唐人波石にて後手と合測一里十七丁二晝休福泊浦。

兩手共八ツ前、津井浦着、止宿西派眞宗寺宮野内浦庄屋三右衛門代津浦同萬右衛門

啼千浦庄屋彌太郎淺海鳴高松浦庄屋平兵衛出ル。此夜晴天測量。

井浦同又右衛門

四日 朝より晴天、先手六ツ前後後手六ツ後、津井浦出、立、後 手我等、青木

上田、箱田、平助 津井浦より初淺海 井浦村、波太 啼千浦、古 江浦字風無浦、

淺井瀬井崎迄測一里廿〇丁五間五十〇丁五十四間二尺、後手、狩生浦持彦

島一周ヲ測、二十一丁四十六間一尺。

先手、坂部、下河邊、永井、梁田、長藏、大入島測、久保浦字白濱〇印より、初 日

向浦字夷浦、二五浦、高杉浦、唐船波石字龍ヶ鼻迄測白濱〇印より高松浦止宿迄一里二十丁二十三間高